

財團 協調會 福岡出張所

- 13、貸切部運轉手を定期に廻す場合は前日午後十時迄本人に通知すること
- 14、本争議により犠牲者を出さざること
- 15、争議費用實費として専業主より争議團體に渡し金一封（拾圓）支給すること

財團 協調會 福岡出張所

報告第六三四號

若戸ミルクプラント社若松配給所所属配達人の
待遇改善要求紛議

發生 昭和十二年六月四日
解決 六月六日